

平成20年2月15日
国際交流室会議
資料 No. 6-2

中国政府国家建設高水平大学公派研究生項目に係る本学の取扱いについて

平成19年12月21日

国際交流室決定

標記プロジェクトへの本学における対応については、平成19年3月8日付け事務連絡「中国からの博士課程への留学希望について」による対応と併せて、積極的な受入れのため、以下のとおり取り扱うこととする。

1 「共同養成博士研究生」

- ① 原則として、大学間又は部局間交流協定（学生交流覚書）をもって授業料等を不徴収とすることで対応する。このため、協定締結校以外から留学希望があった場合、受入れを可能とするため、先方教員との共同研究の実績等に基づき、各研究科等において部局間交流協定（学生交流覚書）を速やかに締結するよう配慮する。
- ② 協定締結校で交流人数枠以上の受入希望があった場合は、国際交流室又は各研究科等において交流人数枠拡大の改定を速やかに行うよう配慮する。
- ③ ただし、上記①において協定締結が間に合わない場合、あるいは上記②において交流人数枠外で対応せざるを得ない場合は、国際交流室長の判断で、特別的措置として授業料等相当分を奨学金として支給することを決定する。この場合、後日、協定締結あるいは枠拡大の改定を実施することを条件とする。

2 「学位取得博士研究生」

- ① 「北海道大学私費外国人留学生特待制度」の枠内で対応し、授業料相当分（1年目は検定料及び入学科相当分を含む。）を奨学金として支給する。
- ② 学位取得博士研究生が大学院入学前に研究生として在学することを認め、その検定料、入学料、授業料については、「北海道大学私費外国人留学生特待制度」の枠内で対応し、本学が奨学金として支給する。

なお、研究生として在学することのできる期間は原則6ヶ月とし、特別な事情があると認められる場合は1年間とする。